

参考資料 2

○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇三十四（略）</p> <p>三十五 電力ヒューズ（電流を遮断したことを表示するための機能を有したものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬（酸化鉛を主とする火薬に限る。）の量が〇・三グラム以下であること。</p> <p>ロ 電流を遮断したことを表示するため、抵抗線の発熱による発火により、キリを押し出す構造であること。</p> <p>ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。</p> <p>ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>ヘ 作動後のキリは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</p>	<p>一〇三十四（略）</p> <p>（新設）</p>